

南 区公告第 260 号

公 示 送 達

次のとおり、書類の送達を受けるべき者の住所（所在地）等が不明である（法施行地でない）ので、国民健康保険法第 78 条及び地方税法第 20 条の 2 の規定により公示送達する。送達する書類は当区役所保険年金課に保管してあるので、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和 8 年 10 月 9 日

横浜市 南区長 高澤 和義

送達を受けるべき者	氏名又は 名 称	別紙のとおり
送達する 書 類 名	令和 8 年度国民健康保険料額決定通知書及び 令和 7 年度及び令和 8 年度国民健康保険料額通知書	

(注意)

地方税法第 20 条の 2 第 3 項の規定により、掲示を始めた日から起算して 7 日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。

公示送達
令和8年度国民健康保険料額決定通知書
令和7年度及び令和8年度国民健康保険料額通知書

氏 名
中原 竜馬
KARKI DHARMA BAHADUR
佐藤 靖徳
WANG JUNRAO
BAL NIR BAHADUR
DANANJANA MUTHUKUMARA
竹花 晃菜
ISLOMOV SAVLAT SANAT UGLI
石川 祥之
大野 美友
細川 眞大
寺崎 翼
NGUYEN HUU LAM
畠山 拳冬
岩澤 雄大
SHIN SOOMIN